議員定数及び報酬に関する特別委員会 R3.8.10

議員定数・報酬に関する分科会における考え方と経過 報告者:岩垣和彦

1. 議員定数・報酬を検討する上での原則

- ① 議員定数は従来人口規模で決まっていたが、法定上限数が撤廃され自治体の責任で決定することになった。報酬は報酬審議会の答申を受けて条例で定めることになっている。よって、それぞれの自治体議会がポリシーを示さなければならない。
- ② 報酬と定数は別の論理であり「定数を半減し報酬を2倍にすれば若い人たちも議員になれる」など 議会費の割合を根拠に提起されるが「そもそも定数と報酬の根拠は何か」を独自に説明する必要が ある。
- ③ 行政改革は削減を優先させ効率性を重視する一方、議会改革は地域民主主義の実現と住民自治をどう創り出すかが鍵であり、住民自治を充実させる条件として議論しなければならない。また、議会 改革が執行機関の行政改革を推進することを認識する必要がある。
- ④ 定数・報酬は現在の議員のためではなく、多くの人が将来立候補し議員活動しやすい条件として考えなければならず、定数・報酬の検討は新たな議会を作り出すために必要である。**多くの住民が将来議員になりやすく、活動しやすい環境を整えることは、地域民主主義の絶対条件である。**「住民の声の実現」として削減ありきの議会・議員は将来的に住民に対する背信行為であることを自覚するべき。
- ⑤ 財政的な問題からやむを得ず定数削減する場合は、**議会力を低下させないために議会事務局の充実** や住民と議会が一体となって地域課題を調査研究するなど、住民による低策提言・監視の支援を制 度化するべき。
- ⑥ 定数・報酬を考える上で住民に対する説明責任が加わり新しい議会運営の条件でもあることから、 議会運営は住民自治に不可欠である。住民自治の問題が直結するため定数・報酬は住民と共に考え る必要がある。議会は住民自治を進める視点で住民と語り合う必要がある。また、専門家を含めた 第三者機関による提案を素材にすることも有効である。
- ⑦ **定数・報酬の決定は、2年前、遅くとも1年前には周知できるよう準備を進めるべきである**。選挙 の半年前に決定することは現職議員の都合で決める「後出しじゃんけん」のようなものである。

2. 定数・報酬を考える留意点

① 議員の資質・能力

議員は専門性と市民性を有する「住民」という性格を持ちつつ、情熱と選挙に当選するネットワークが必要。議員となればそれらに議決責任が課されると共にコミュニケーション能力が問われる。

② 議員身分の中途半端さを考慮

議員は、専門職でも非常勤でもない特別な身分が公選職(議員)である。議員の役割を明確にする 意味で自治法に公選職の規定が必要であるが、条例で規定することは可能である。

③ 議会事務局・政務活動費等とセットとして考える

定数・報酬だけでなく新たな議会を創り出す条件も体系的に整備する必要がある。(手当等、政務活動費、議会事務局、議会図書室の充実強化により、政務活動費の有効活用(削減も可)であり、政務活動費を削減し報酬に上乗せすることも想定すべき。

3. 議会改革度から見た視点への見解

高山市議会の議会改革度ランキング(早稲田大学マニフェスト研究所調査)

(単位:位)

年	全国順位	県内順位	情報共有	住民参加	機能強化	高山市議会の主な取組
2011	18	1	30	32	50	議会基本条例を制定し議会運営の多くを改善
2012	4	1	6	7	20	議会改革WG設置(政治倫理・議会評価) 公務員倫理の確立を求める決議
2013	7	1	2	8	23	総合交流センター整備を求める決議
2014	6	1	4	2	36	行政がまちづくり協議会を設置
2015	19	2	10	12	138	総合計画を議決事件に追加
						高校生との意見交換会を実施
2016	29	2	14	22	142	市民との信頼関係の構築を求める決議
2017	27	2	17	26	107	公共施設台帳等の適切な管理を求める決議
2018	35	2	23	35	195	議会アドバイザーを委嘱、職員の綱紀粛正と 内部統制の強化を求める決議
2019	71	2	151	91	82	議会改革プロジェクトチーム設置
2020	54	1	69	98	73	議員定数及び報酬に関する特別委員会設置

高山市議会は、平成23年5月に議会基本条例を制定し、「広大な市域におけるまちづくりの責任ある決定機関として、市民の負託に応えるべく、議員相互の議論を深めて合意形成を図り、わかりやすく開かれた議会を目指す」としてきた。この中で議会のあるべき姿を議論しながら、意見交換会、議会広報紙の発行、事業評価の点検、政策討論会の開催、委員会による政策提言に取り組んできました。その結果、早稲田大学マニフェスト研究所による全国の議会改革度ランキング調査では、その取組が評価され、議会基本条例を制定する前とは飛躍的に議会機能は向上し、全国で上位、県内では高山市議会と可児市議会がトップを分け合っています。

決して議会は順位を競っているわけではなく市民の自治と民主主義が担保され、市政の信頼と議会の監視機能が更に高まり、住民福祉増進を図り持続可能なまちづくりが具現化されるよう取り組むと同時に将来に向けても取組を継続し進化させる必要性を強く感じています。これら実現のため議会に必要な条件は、議員の多様な意見、知見、政策立案能力、公正性、監視能力が求められると同時に、民主主義を代表する機関として一定の人数が大前提となります。

議会改革度ランキングでは、「情報共有」「住民参加」「機能強化」の三項目を視点として評価されるため、 これらを向上する取組として何が不足しているのか議論を続けている。

※これらを継続し進化させるための定数と報酬についての議員の主な意見(分科会の意見)

- ・通年議会の実行に取り組む
- ・議会基本条例に沿った活動の徹底と市民への広報活動の充実が課題
- ・市民との対話を進化させる方法の検討(サイレントマジョリティーの意見聴取)
- ・議員間討議後の修正案や付帯意見の取扱い方の検討(議員間討議の尽くし方のあり方)
- ・地方議会においての会派の存在意義を検討する必要はないか
- ・政策立案や提言を更に増やすべきではないか

- ・議員間討議の充実で住民代表機能、監視機能、立案機能とも充実するはず
- ・議員の資質向上により政策立案を可能にするべき
- ・議員の成り手不足の原因を整理する必要性
- ・チーム議会としての活動の充実
- ・若者や女性の感性を代表できていない
- ・議会は市長派、反市長派でなく、是々非々で対応するため個々の判断基準を持つべき
- ・個別の政策課題を通して市民全体の利益をどう作るかが重要
- ・市民から見た住民代表機能は不十分で議会はPRが必要
- ・監視機能の強化には行政からの不足ない早期の情報提供が必要
- ・行政と議会は市民の利益のためのベクトルは同様であり、対立ではなく対峙であることが重要
- ・定数は大幅に削減しても永遠に言われやすい課題である
- ・定数削減の要望者は市長にモノが言える立場の方々で、多くの市民はモノが言えない現実
- ・議会監視が正常に行われているからこそ、議案や事業に不備が少ないのも現実
- ・議会は議決しても白紙委任ではない
- ・定数、報酬は全国の人口比の基準で判断することではなく地域実情を加味する必要性がある
- ・まち協の役割と議会の役割は全く異なり議決責任は議会のみに与えられる
- ・チーム議会と市長との善政競争が重要
- ・行政が対応しないことを議会が足掛かりになることによる議会の期待感の継続
- ・議会は行政マネジメントを行う能力が必要
- ・広大な高山市では従前の議員定数・報酬の定義は通じない

4. 今後の対応方

令和2年度は、定数報酬に関して「議会改革度」「議会機能」「地方自治と分権」にテーマを分類し、これらを充実できる議会の体制はどうあるべきなのかを、分科会(常任委員会)でそれぞれ議論を実施してきました。更に、地方議会総合研究所による「適正な議員定数・報酬の決定手法を考える」と題する研修機会を通じ、各分科会において議論を行ってきました。

今年度は、昨年度までの議論を前提に全議員による「特別委員会」の場で「高山市議会のあるべき議員定数・報酬」に関して議論を深めていき、年度内には一定の結論を導きたいと考えています。